

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：東串良町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.9 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	131.7 %
全職員	69.5 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	92.2 %
本庁係長相当職	90.8 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	94.8 %
21～25年	85.4 %
16～20年	84.2 %
11～15年	91.1 %
6～10年	63.3 %
1～5年	89.8 %

【説明欄】

「全職員」区分において、女性の職員全体のうち 73.6%を会計年度任用職員が占めていることから、割合が下がっている。

「本庁部局長・次長相当職」区分には該当の女性職員がいないため公表なし。

「本庁課長相当職」区分には女性職員が 1 名しかおらず、特定の職員の給与が推測し得ることから、公表の対象外とする。

「勤続年数 36 年以上」区分には該当の女性職員がいないため公表なし。

「勤続年数 31 年~35 年」区分には女性職員が 1 名しかおらず、特定の職員の給与が推測し得ることから、公表の対象外とする。

「勤続年数 11 年~15 年」区分においては、扶養手当や住居手当について、男性が世帯主や契約者になっている場合が多く、また時間外勤務に関しても男性の方が長い傾向にあるため、総支給額が男性の方が多いい傾向にある。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。